

一般社団法人無線認証連携協会 Cityroam サービス加入規程

一般社団法人無線認証連携協会

2024年7月31日 制定

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人無線認証連携協会（以下「当協会」という。）が運営する Cityroam ローミング基盤サービス（以下「本サービス」という。）への加入に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(サービスの概要)

第2条 本サービスは、無線 LAN 環境の相互利用を目的として、当協会が認証連携のために必要な技術基準及び運用基準等を定めるとともに、ネットワークアクセスを提供する組織（アクセスネットワークプロバイダ 以下、「ANP」という。）と利用者の認証を行う組織（アイデンティティプロバイダ 以下、「IdP」という。）が連携するための技術基盤を運用し提供する、ローミング基盤サービスである。

(加入対象)

第3条 加入希望者は次の各項目いずれかに適合している者とする。

- (1) 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供する事業を営むことについて、総務大臣から登録を受け又は届出を行った者（いわゆる「届出通信事業者」、「登録通信事業者」）
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の第 1 条、第 124 条、第 134 条に掲げられている教育機関
- (3) 国立大学法人法第 2 条第 3 項に基づき設置される大学共同利用機関法人
- (4) 国公立試験研究機関、並びに研究又は研究支援を目的とする独立行政法人及び特殊法人等
- (5) 上記（2）から（4）に該当する法人・研究機関等が設置する組織
- (6) その他、当協会理事会において認めた機関

(加入申請の制限)

第4条 加入希望者で次の各項目に該当する者は加入の申請はできない。

- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団の構成員）、暴力団準構成員、暴力団関連企業（以下「暴力団関係者」という。）
- (2) 暴力団関係者の支配下にある者、またはその指示を受けている者

- (3) 過去に暴力団関係者であった者で、その後も暴力団関係者との関係が継続していると認められる者
- (4) 加入希望者が法人の場合は、当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者及び相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに前号までのいずれかに該当する者があるもの。
- (5) 違法な営業行為、又は商道德に著しく反する行為を行うおそれがあると認められる者。
- (6) 加入することにより、当協会および本サービス加入組織の活動に著しく重大な支障及び損害をきたすおそれがあると認められる者。

（加入申請）

- 第5条 本サービスに加入しようとする組織は、当協会が別に定める方法により加入の申請を行うものとする。
- 2 申請は組織の長が行うものとする。
 - 3 当協会は、加入申請を審査し、理事会が加入の可否を決定する。理事会が加入を承認した組織を本サービスの加入組織とする（以下、「加入組織」という。）。
 - 4 審査の結果、加入が認められなかった組織に対しては、速やかにその書類を返却するものとする。

（遵守事項）

- 第6条 加入組織は、本規程の他、当協会が別に定める実施要領及び技術・運用基準を遵守しなければならない。

（体制）

- 第7条 本サービス加入のため、加入組織は次の責任者を置くものとする。各責任者の重複は可能とする。
- (1) 組織責任者
 - (2) 技術責任者

（組織責任者）

- 第8条 組織責任者は、本サービスとの接続および実施要領及び技術・運用基準の遂行に関する責任を負う。
- 2 組織責任者は、当該組織に所属する常勤の役員・社員であって、部長職相当以

上の者であること。なお、責任者は加入組織毎に1名とする。

(技術責任者)

第9条 技術責任者は、組織責任者より任命を受け、本サービスに供する機器等の適切な管理・運用の実務または監督を担う。

2 技術責任者は原則として加入組織毎に2名とする。

(調査・協力)

第10条 当協会は、加入組織に対して、利用状況、運用実態、障害時の対応、不正行為に対する情報収集等についての調査・協力を求めることができる。

2 加入組織は、当協会からの調査・協力の要請に対し、誠意をもって対応しなければならない。

(脱退)

第11条 本サービスから脱退しようとする加入組織は、速やかに協会に届け出るものとする。

(加入の一時停止および取消)

第12条 加入申請に虚偽があったと認められる場合、本サービスの運用妨害、信頼を損ねる行為を行ったと認められる場合、第3条に示す条件に該当しなくなったと認められる場合および本規程を遵守しなかった場合、当協会は当該加入組織に対し、加入の一時停止または加入の承認の取消をすることができる。

(サービスの中止)

第13条 当協会は、緊急時のやむを得ない場合のほか、次の各項目のいずれかに該当する場合、本サービスを一時中止することができる。一時中止する場合は、可能な限り速やかに、加入組織に連絡するものとする。

- (1) 設備の障害、保守または工事のとき
- (2) 災害等の不可抗力のとき
- (3) その他前各号に準じるとき

(免責)

第14条 当協会は、次の各項目のいずれかに該当する場合、責任を負わないものとする。

- (1) 本サービスの利用による、加入組織、組織責任者、技術担当者、利用者
に発生する当協会の責によらない紛争・損害等
- (2) 第12条、第13条にかかる損害等

(協議事項)

第15条 本規程に取り決めのない事項について対応の必要が生じた場合，加入組織および当協会は誠意を持って協議を行い，これを解決するものとする。

(改訂等)

第16条 当協会は，必要に応じて本規程を改訂し，当協会が相当と判断する方法で公開する。特別の指定がない限り，公開のときから改訂後の規程が適用されるものとする。

(雑則)

第17条 本規程に定めるもののほか，本サービスへの加入に必要な事項については，別に定める。

附 則

1 この規程は，2024年7月31日から施行する。